



2011年2月4日
日本銀行決済機構局

「新日銀ネット構築に関する意見交換会」での検討結果について

I. はじめに

現在、日本銀行は、日本銀行金融ネットワークシステムについて、新たなシステム（以下「新日銀ネット」）の構築に向けて、対応を進めている。

新日銀ネットの機能・仕様に関しては、利用先の皆様のご意見も踏まえて確定させていく予定である。その中で、検討の前提となるような以下のテーマについては、関係者の皆様と意見交換を行うフォーラムとして、昨年4月以降3回にわたり、「新日銀ネット構築に関する意見交換会」（以下「意見交換会」）を開催して、議論を行ってきた¹（ご参加頂いた金融機関等は別添のとおり）。

① 国債決済の一層の円滑化に向けた対応

—— 他の証券決済インフラとの接続、国債決済のメッセージフローの見直し、振替停止期間の短縮・廃止

② 新日銀ネットの通信メッセージ、通信ネットワーク

—— ISO20022 への対応、XML 電文の取扱い、SWIFTNet の採否

③ 新日銀ネットの稼働時間

—— 新日銀ネットのシステム運行

本資料は、意見交換会における議論の結果を踏まえ、上記のテーマについての具体的な対応を取り纏めたものである。

¹ 意見交換会の開催に先立ち、利用先（民間決済システム運営者を含む）の皆様を対象として参加メンバーを募集し、ご応募頂いた全ての皆様に参加メンバーとした。また、意見交換会の運営に当たっては、各会合における日本銀行決済機構局からの説明内容や説明資料、議論の概要等を公表したほか、議論の内容に関しては、公表資料の内容も含め、意見交換会の参加メンバーの皆様だけでなく、参加メンバー以外の利用先の皆様からもご意見を募集した。

なお、第1回から第3回の意見交換会の議論の内容やこれに対して寄せられたご意見については、以下の日本銀行ホームページを参照。

<http://www5.boj.or.jp/bojnet/bojnet.htm>

II. 具体的な対応²

1. 国債決済の一層の円滑化に向けた対応（別紙1）

（1）他の証券決済インフラとの接続

- ・新日銀ネットを、証券保管振替機構の決済照合システムおよび日本国債清算機関（以下「JGBCC」）のシステムと接続することを可能とする。

（2）国債決済のメッセージフローの見直し

- ・（1）も念頭に、DVP決済のメッセージフローを見直す。

（3）振替停止期間の廃止

- ・決済リスク削減や国債の流動性向上等の観点を踏まえ、新日銀ネットに所要の機能を設けること等により、振替停止期間は廃止する。

2. 新日銀ネットの通信メッセージ、通信ネットワーク（別紙2、別紙3）

（1）ISO20022への対応

- ・新日銀ネットでは、極力ISO20022に適合するように対応する。

（2）XML電文の取扱い

- ・XML電文の導入に当たっては、新日銀ネットの稼動開始時点で一斉移行する（非XML電文との併用期間は設けない）。

（3）SWIFTNetの採否

- ・新日銀ネットの稼動開始時点では、SWIFTNetを新日銀ネットの通信ネットワークとして採用しない。

3. 新日銀ネットの稼動時間（別紙4）

○ 新日銀ネットのシステム運行イメージ

- ・システム上は、毎営業日、長時間稼動を実現する。一方、運用上は、全利用先が参加する「コアタイム」（仮称）を設けるとともに、コアタイム外の日銀ネットの利用を任意とする。これにより、決済時間帯に関する各利用先の多様なニーズに応えられるものとする。

² 新日銀ネットは2段階に分けて稼動させることを想定しているが、II. はいずれも第2段階の稼動開始時点での対応を想定している。

Ⅲ. 今後の取り運び

意見交換会で採り上げたテーマに関する新日銀ネットの具体的な機能・仕様については、本年上半期を目途に利用先の皆様に提示したうえで、ご意見を募集する予定であり、それらを踏まえ、来年度央までを目途に確定させていく予定である。

また、利用先の皆様からは、これらのテーマに関して、金融機関等や証券決済インフラの運営者の間で今後検討していくべき課題として、次のような事項が挙げられた。こうした事項については、日本銀行としても、関係者の皆様の検討に適宜協力して参りたい。

① 国債決済のメッセージフローの見直しにかかる以下の事項

- ・ 国債資金同時受渡依頼データについて、払出先参加者・受入先参加者のいずれが送信するか、また、どのようなタイミングで送信するか、といった点等のルール化（市場ルールの策定等）
- ・ 「決済照合システムを利用する取引のうち JGBCC を経由しないケース」において、二当事者間でネットィングが行われる場合には、ネットィング前の国債資金同時受渡依頼データが決済照合システムから新日銀ネットに送信されないようにする必要があるが、その実現方法
- ・ JGBCC を経由しない取引にかかる決済照合システムによる決済照合の必須条件化に向けた市場ルールの要否

② 振替停止期間の廃止に伴う、元利払に関する事務リスクや顧客への影響を踏まえた、各種事務運用や市場慣行等

③ 新日銀ネットのシステム運行にかかる、コアタイム終了後の決済ルール

以 上

(本件に関する照会先)

日本銀行決済機構局 新日銀ネット企画課

【電子メール】 new-bojnet@boj.or.jp

※ 件名は、「意見交換会に関する質問（法人名）」として下さい。

【電話】 03-3277-2588

1. 意見交換会への参加金融機関等（全28先）

都市銀行（4）	みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほコーポレート銀行
地方銀行（1）	横浜銀行
信託銀行（3）	中央三井信託銀行、住友信託銀行、日本トラスティ・サービス信託銀行
外国銀行（1）	J Pモルガン・チェース銀行
その他銀行（1）	シティバンク銀行
信用金庫（1）	信金中央金庫
組合金融機関等（1）	農林中央金庫
短資業者（3）	東京短資、セントラル短資、上田八木短資
金融商品取引業者（4）	野村證券、みずほ証券、ゴールドマン・サックス証券、大和証券キャピタル・マーケット
その他（9）	全国銀行資金決済ネットワーク、CLS（東京事務所）、証券保管振替機構、ほふりクリアリング、日本国債清算機関、日本証券クリアリング機構、東京銀行協会、全国銀行協会、日本証券業協会

2. 1. 以外の意見提出先（全10先）

りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、日本マスタートラスト信託銀行、中央三井アセット信託銀行、資産管理サービス信託銀行、ゆうちょ銀行、みずほインベスターズ証券、JPモルガン証券、全国地方銀行協会

国債決済の一層の円滑化に向けた対応について

1. 検討の視点

- (1) 国債決済における STP 化の一層の進展
- (2) 国債の決済リスクの削減
- (3) 国債の流動性、担保利用の効率性の向上
- (4) 費用対効果

2. 具体的な対応

(1) 他の証券決済インフラとの接続

新日銀ネットを、証券保管振替機構の決済照合システムおよび JGBCC のシステムと接続することを可能とする。

(2) 国債決済のメッセージフローの見直し

● DVP 決済のメッセージフロー

- (1) も念頭に、DVP 決済のメッセージフローを以下のとおり見直す。
- ・ 払出先参加者のみでなく、受入先参加者または (1) の証券決済インフラの運営者であっても、国債資金同時受渡依頼のデータの送信を可能とする。
 - ・ 国債資金同時受渡依頼のデータについて、払出先参加者および資金払込先の双方が決済指示のデータを送信する¹。

具体的には、以下のケースに応じそれぞれ別紙 (1) ~ (4) のメッセージフローとする。

- イ、払出先参加者が国債資金同時受渡依頼のデータを送信するケース：別紙 (1)
- ロ、受入先参加者が国債資金同時受渡依頼のデータを送信するケース：別紙 (2)
- ハ、決済照合システムを利用する取引のうち JGBCC を経由するケース：別紙 (3)
- ニ、決済照合システムを利用する取引のうち JGBCC を経由しないケース：別紙 (4)

(ポイント)

- ・ ニ、のケースにおいても、イ、～ハ、のケースと同様、①決済指示のデータは、払出先参加者および資金払込先が新日銀ネットに直接送信することとし、②決済

¹ 払出先参加者または (資金払込先と同一法人である) 受入先参加者が国債資金同時受渡依頼のデータを送信する場合には、これと同時に決済指示を行うことも可能 (別紙 (1) ~ (3) の①参照)。

当事者（払出先参加者、受入先参加者、資金払込先、資金受入先）への通知は、新日銀ネットから決済当事者に直接送信する（決済照合システムを経由しない）。

- ・ 全てのケースにおいて、決済日の前営業日に国債資金同時受渡依頼のデータ（別紙（１）～（４）の①のデータ）を新日銀ネットへ送信することを可能とする。
- ・ ハ、またはニ、のケースにおいて、新日銀ネットと JGBCC のシステムまたは決済照合システムとの接続障害が発生した場合であっても、当日中に決済を終了させるための態勢の整備が必要となる²。

● 非 DVP 決済のメッセージフロー

決済照合システムとの接続の対象外とし、具体的には、別紙（５）のメッセージフローとする。

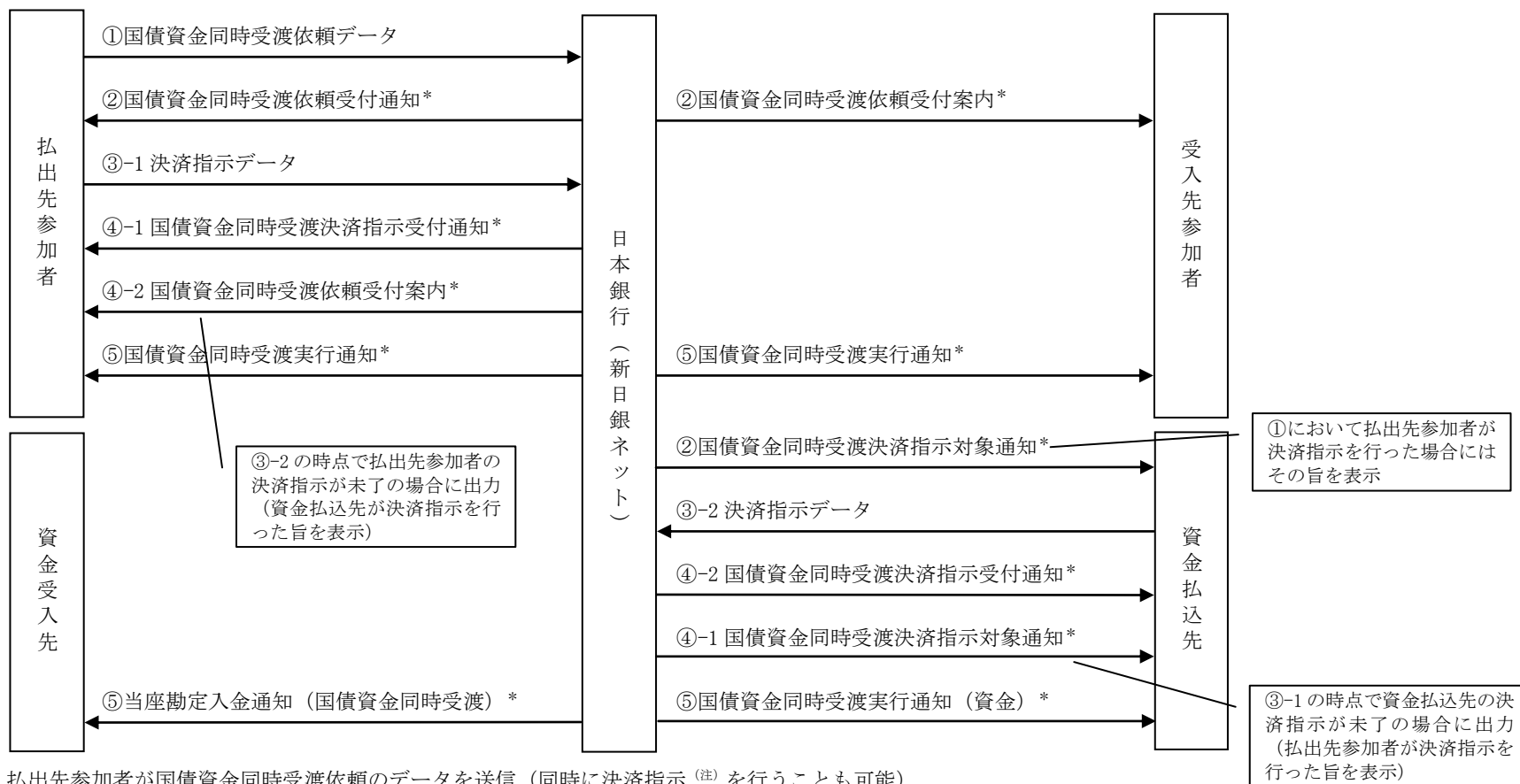
（３）振替停止期間の廃止

決済リスク削減や流動性向上等の観点を踏まえ、以下のとおり対応することにより、振替停止期間は廃止する。

- ・ 元利払関連事務を極力前倒しかつ効率的に行うことができるように、元利払日より前に元利金額を照会する機能や、利子配分先変更の事前入力を行う機能等を新日銀ネットに設ける（別紙（９）参照）。
- ・ 税額精算の日本銀行への請求期限を現状よりも後倒しする（原則として、所得税の法定納付期限＜利払日の属する月の翌月 10 日＞の 3 営業日前の日とする）。
- ・ 振替国債の供託事務に関して、適宜、関係者と調整のうえ、事務手順の見直しにかかる検討を進め、早期に提示する。
- ・ 振替停止期間を廃止することについては、振替参加者への通知や日本銀行ホームページへの掲載等を通じて周知を図る。

² 例えば、国債資金同時受渡依頼のデータについて、JGBCC または証券保管振替機構がファイルアップロード・ダウンロード機能を利用して新日銀ネットに送信する、あるいは売方の払出先参加者または買方の受入先参加者が新日銀ネットに直接送信する（別紙（１）または（２）のメッセージフローに切替える）とともに、必要に応じ、国債の決済時間帯を通常時よりも拡大する、といった対応が考えられる。

【払出先参加者が国債資金同時受渡依頼のデータを送信するケース】 *帳票名はいずれも仮称



- ① 払出先参加者が国債資金同時受渡依頼のデータを送信（同時に決済指示^(注)を行うことも可能）。
- ② 日本銀行は、①のデータの受信後遅滞なく、払出先参加者および受入先参加者に当該データを受付けた旨を通知するとともに、資金払込先に資金決済情報（①において払出先参加者が決済指示を行った場合には、その旨を含む。）を通知。
- ③-1 払出先参加者が決済指示^(注)のデータを送信（③-2、④-2より後でもよい）。ただし、①において決済指示を行った場合（その決済指示のデータが取消された場合を除く。）には、当該送信を行わない。
- ④-1 日本銀行は、③-1のデータの受信後遅滞なく、払出先参加者に当該データを受付けた旨を通知（資金払込先の決済指示が未了の場合には、資金払込先にも通知）。
- ③-2 資金払込先が決済指示^(注)のデータを送信（③-1、④-1より前でもよい）。
- ④-2 日本銀行は、③-2のデータの受信後遅滞なく、資金払込先に当該データを受付けた旨を通知（払出先参加者の決済指示が未了の場合には、払出先参加者にも通知）。
- ⑤ 日本銀行は、払出先参加者および資金払込先双方の決済指示が揃った後遅滞なく、決済（国債の振替および当座勘定の引落・入金）を実行し、払出先参加者、受入先参加者、資金払込先および資金受入先に決済を実行した旨（実行後の残高を含む。）を通知。ただし、その時点で、その双方またはいずれかに残高不足（国債残高、担保現在

高、担保余裕額または引落資金の不足)が生じている場合には、決済を実行せず、残高不足が生じている払出先参加者または資金払込先の決済指示のデータを取消し、当該払出先参加者または資金払込先にその旨(残高不足が生じている旨を含む。)を通知(先に決済指示を行った者に残高不足が生じ、その決済指示のデータが取消されたときは、後に決済指示を行った者にも通知)。この場合、当該払出先参加者または資金払込先は、残高不足を解消後、③-1 または③-2 により決済指示のデータを再送信(国債資金同時受渡依頼のデータおよび残高不足が生じていない払出先参加者または資金払込先の決済指示のデータは取消されない)。

(注) 同時担保受払機能の利用の有無の指定は、払出先参加者については③-1 (①において決済指示を行う場合には①)、資金払込先については③-2 において行う。

—— 下線部は、別紙(2)との相違点。①および③のデータにかかる入力内容および取消ルールについては、別紙(6)参照。

【例1：払出先参加者が国債資金同時受渡依頼と同時に決済指示を行うケース】

払出先参加者が国債資金同時受渡依頼(決済指示あり)のデータを送信。<①>

→払出先参加者に国債資金同時受渡依頼受付通知を、受入先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内を、資金払込先に国債資金同時受渡決済指示対象通知(払出先参加者が決済指示を行った旨の表示あり)を出力。<②>

→資金払込先が決済指示のデータを送信。<③-2>

→資金払込先に国債資金同時受渡決済指示受付通知を出力。<④-2>

→(払出先参加者および資金払込先のいずれにも残高不足が生じていない場合)払出先参加者および受入先参加者に国債資金同時受渡実行通知を、資金払込先に国債資金同時受渡実行通知(資金)を、資金受入先に当座勘定入金通知(国債資金同時受渡)を出力。<⑤>

【例2：払出先参加者が国債資金同時受渡依頼と同時に決済指示を行わず、かつ、払出先参加者が先に決済指示を行うケース】

払出先参加者が国債資金同時受渡依頼(決済指示なし)のデータを送信。<①>

→払出先参加者に国債資金同時受渡依頼受付通知を、受入先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内を、資金払込先に国債資金同時受渡決済指示対象通知(払出先参加者が決済指示を行った旨の表示なし)を出力。<②>

→払出先参加者が決済指示のデータを送信。<③-1>

→払出先参加者に国債資金同時受渡決済指示受付通知を、資金払込先に国債資金同時受渡決済指示対象通知(払出先参加者が決済指示を行った旨の表示あり)を出力。<④-1>

→資金払込先が決済指示のデータを送信。<③-2>

→資金払込先に国債資金同時受渡決済指示受付通知を出力。<④-2>

→(払出先参加者および資金払込先のいずれにも残高不足が生じていない場合)払出先参加者および受入先参加者に国債資金同時受渡実行通知を、資金払込先に国債資金同時受渡実行通知(資金)を、資金受入先に当座勘定入金通知(国債資金同時受渡)を出力。<⑤>

【例3：払出先参加者が国債資金同時受渡依頼と同時に決済指示を行わず、かつ、資金払込先が先に決済指示を行うケース】

払出先参加者が国債資金同時受渡依頼(決済指示なし)のデータを送信。<①>

→払出先参加者に国債資金同時受渡依頼受付通知を、受入先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内を、資金払込先に国債資金同時受渡決済指示対象通知(払出先参加者が決済指示を行った旨の表示なし)を出力。<②>

→資金払込先が決済指示のデータを送信。<③-2>

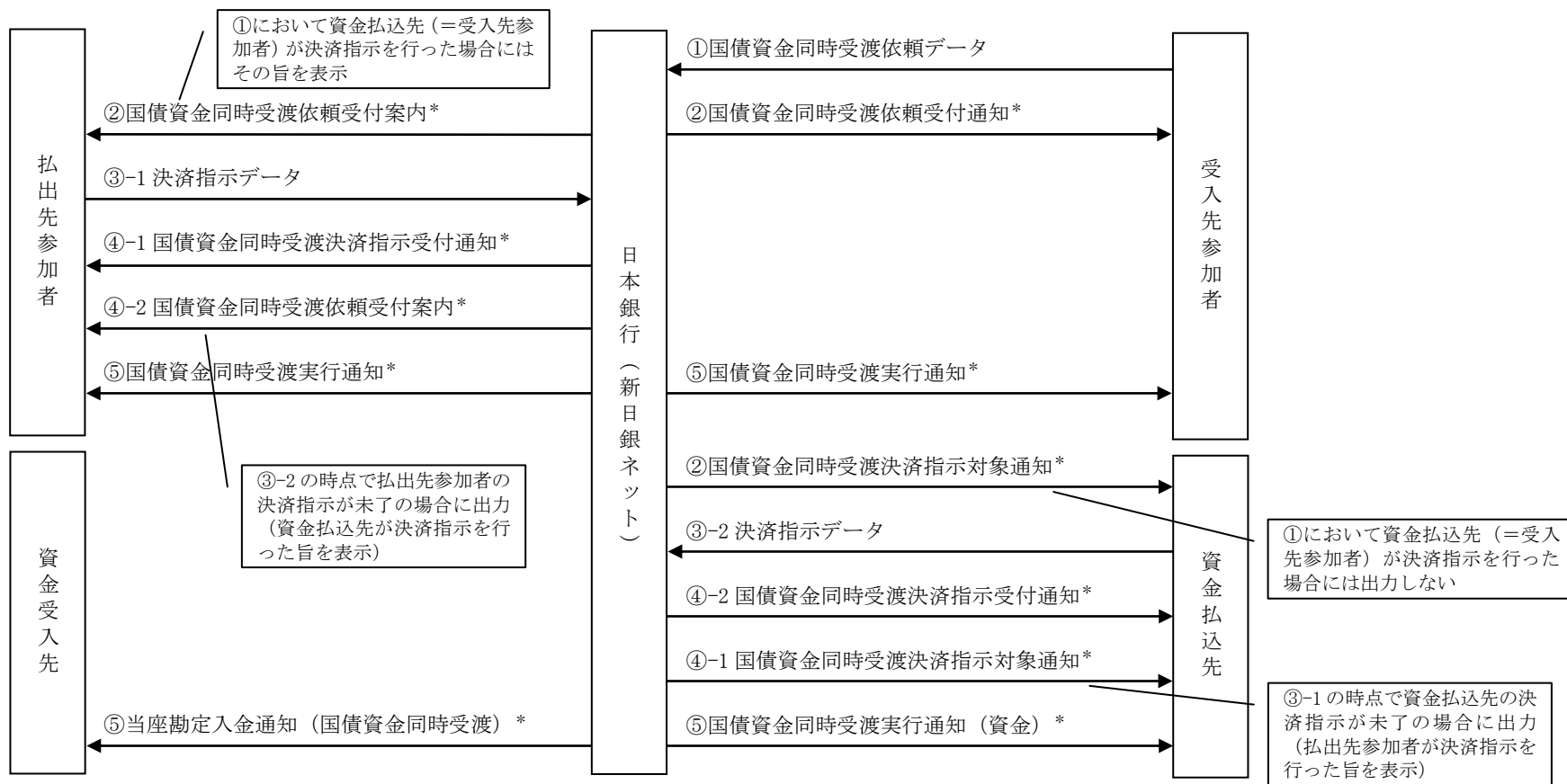
→資金払込先に国債資金同時受渡決済指示受付通知を、払出先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内(資金払込先が決済指示を行った旨の表示あり)を出力。<④-2>

→払出先参加者が決済指示のデータを送信。<③-1>

→払出先参加者に国債資金同時受渡決済指示受付通知を出力。<④-1>

→(払出先参加者および資金払込先のいずれにも残高不足が生じていない場合)払出先参加者および受入先参加者に国債資金同時受渡実行通知を、資金払込先に国債資金同時受渡実行通知(資金)を、資金受入先に当座勘定入金通知(国債資金同時受渡)を出力。<⑤>

【受入先参加者が国債資金同時受渡依頼のデータを送信するケース】 *帳票名はいずれも仮称



- ① 受入先参加者が国債資金同時受渡依頼のデータを送信（資金払込先と同一法人である場合には、同時に決済指示^(注)を行うことも可能）。
- ② 日本銀行は、①のデータの受信後遅滞なく、払出先参加者および受入先参加者に当該データを受付けた旨（①において資金払込先（＝受入先参加者）が決済指示を行った場合には、払出先参加者への通知にもその旨を含む。）を通知するとともに、①において資金払込先（＝受入先参加者）が決済指示を行った場合を除き、資金払込先に資金決済情報を通知。
- ③-1 払出先参加者が決済指示^(注)のデータを送信（③-2、④-2より後でもよい）。
- ④-1 日本銀行は、③-1のデータの受信後遅滞なく、払出先参加者に当該データを受付けた旨を通知（資金払込先の決済指示が未了の場合には、資金払込先にも通知）。
- ③-2 資金払込先が決済指示^(注)のデータを送信（③-1、④-1より前でもよい）。ただし、①において決済指示を行った場合（その決済指示のデータが取消された場合を除く。）には、当該送信を行わない。
- ④-2 日本銀行は、③-2のデータの受信後遅滞なく、資金払込先に当該データを受付けた旨を通知（払出先参加者の決済指示が未了の場合には、払出先参加者にも通知）。
- ⑤ 日本銀行は、払出先参加者および資金払込先双方の決済指示が揃った後遅滞なく、決済（国債の振替および当座勘定の引落・入金）を実行し、払出先参加者、受入先参加

者、資金払込先および資金受入先に決済を実行した旨（実行後の残高を含む。）を通知。ただし、その時点で、その双方またはいずれかに残高不足（国債残高、担保現在高、担保余裕額または引落資金の不足）が生じている場合には、決済を実行せず、残高不足が生じている払出先参加者または資金払込先の決済指示のデータを取消し、当該払出先参加者または資金払込先にその旨（残高不足が生じている旨を含む。）を通知（先に決済指示を行った者に残高不足が生じ、その決済指示のデータが取消されたときは、後に決済指示を行った者にも通知）。この場合、当該払出先参加者または資金払込先は、残高不足を解消後、③-1 または③-2 により決済指示のデータを再送信（国債資金同時受渡依頼のデータおよび残高不足が生じていない払出先参加者または資金払込先の決済指示のデータは取消されない）。

（注）同時担保受払機能の利用の有無の指定は、払出先参加者にあつては③-1、資金払込先にあつては③-2（①において決済指示を行う場合には①）において行う。

—— 下線部は、別紙（1）との相違点。①および③のデータにかかる入力内容および取消ルールについては、別紙（6）参照。

【例1：受入先参加者（＝資金払込先）が国債資金同時受渡依頼と同時に決済指示を行うケース】

受入先参加者（＝資金払込先）が国債資金同時受渡依頼（決済指示あり）のデータを送信。＜①＞

→払出先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内（資金払込先が決済指示を行った旨の表示あり）を、受入先参加者に国債資金同時受渡依頼受付通知を出力。＜②＞

→払出先参加者が決済指示のデータを送信。＜③-1＞

→払出先参加者に国債資金同時受渡決済指示受付通知を出力。＜④-1＞

→（払出先参加者および資金払込先のいずれにも残高不足が生じていない場合）払出先参加者および受入先参加者に国債資金同時受渡実行通知を、資金払込先に国債資金同時受渡実行通知（資金）を、資金受入先に当座勘定入金通知（国債資金同時受渡）を出力。＜⑤＞

【例2：受入先参加者が国債資金同時受渡依頼と同時に決済指示を行わず、かつ、払出先参加者が先に決済指示を行うケース】

受入先参加者が国債資金同時受渡依頼（決済指示なし）のデータを送信。＜①＞

→払出先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内（資金払込先が決済指示を行った旨の表示なし）を、受入先参加者に国債資金同時受渡依頼受付通知を、資金払込先に国債資金同時受渡決済指示対象通知（払出先参加者が決済指示を行った旨の表示なし）を出力。＜②＞

→払出先参加者が決済指示のデータを送信。＜③-1＞

→払出先参加者に国債資金同時受渡決済指示受付通知を、資金払込先に国債資金同時受渡決済指示対象通知（払出先参加者が決済指示を行った旨の表示あり）を出力。＜④-1＞

→資金払込先が決済指示のデータを送信。＜③-2＞

→資金払込先に国債資金同時受渡決済指示受付通知を出力。＜④-2＞

→（払出先参加者および資金払込先のいずれにも残高不足が生じていない場合）払出先参加者および受入先参加者に国債資金同時受渡実行通知を、資金払込先に国債資金同時受渡実行通知（資金）を、資金受入先に当座勘定入金通知（国債資金同時受渡）を出力。＜⑤＞

【例3：受入先参加者が国債資金同時受渡依頼と同時に決済指示を行わず、かつ、資金払込先が先に決済指示を行うケース】

受入先参加者が国債資金同時受渡依頼（決済指示なし）のデータを送信。＜①＞

→払出先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内（資金払込先が決済指示を行った旨の表示なし）を、受入先参加者に国債資金同時受渡依頼受付通知を、資金払込先に国債資金同時受渡決済指示対象通知（払出先参加者が決済指示を行った旨の表示なし）を出力。＜②＞

→資金払込先が決済指示のデータを送信。＜③-2＞

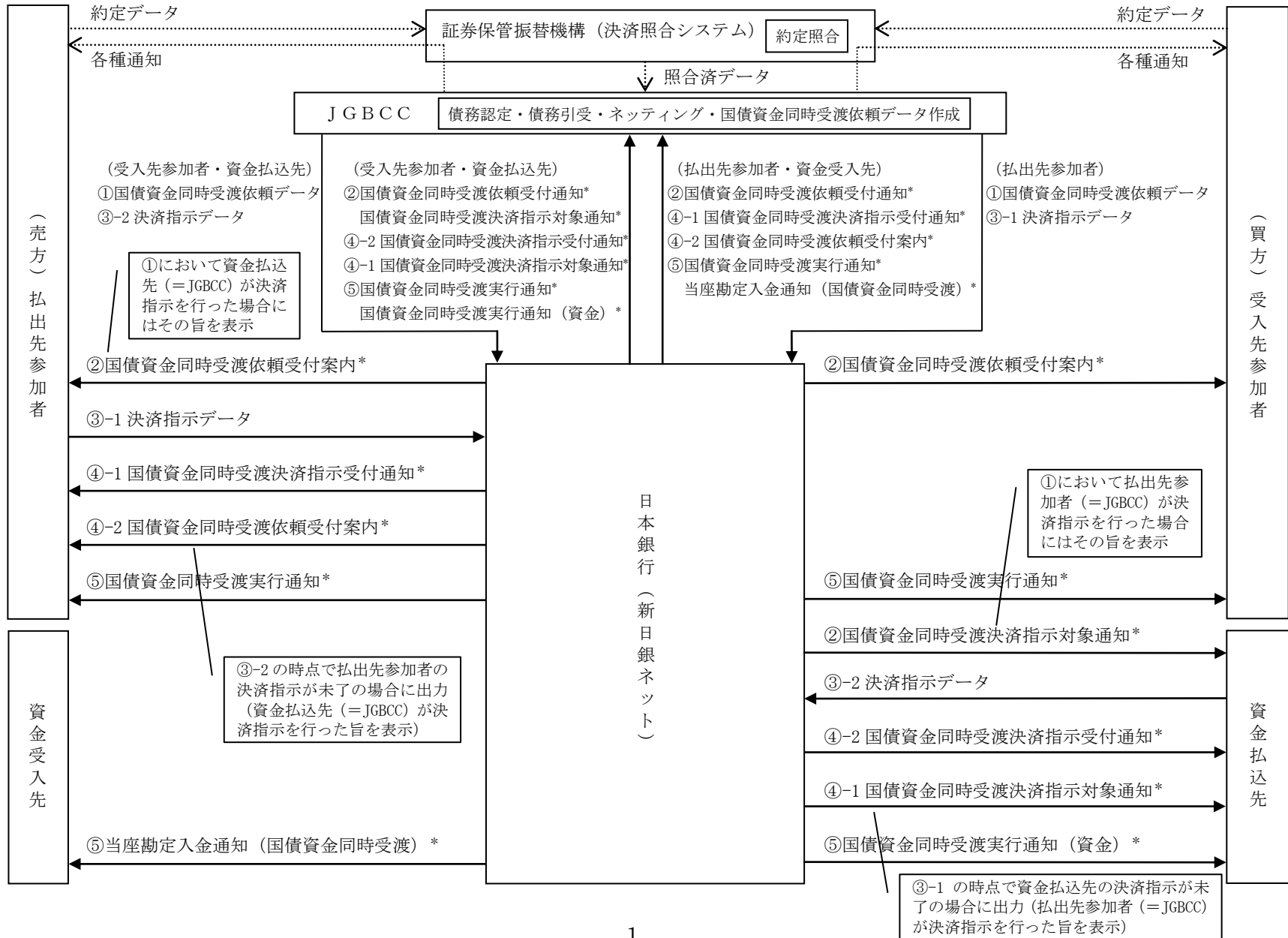
→資金払込先に国債資金同時受渡決済指示受付通知を、払出先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内（資金払込先が決済指示を行った旨の表示あり）を出力。＜④-2＞

→払出先参加者が決済指示のデータを送信。＜③-1＞

→払出先参加者に国債資金同時受渡決済指示受付通知を出力。＜④-1＞

→（払出先参加者および資金払込先のいずれにも残高不足が生じていない場合）払出先参加者および受入先参加者に国債資金同時受渡実行通知を、資金払込先に国債資金同時受渡実行通知（資金）を、資金受入先に当座勘定入金通知（国債資金同時受渡）を出力。＜⑤＞

【決済照合システムを利用する取引のうち JGBCC を経由するケース】 *帳票名はいずれも仮称



- ① 売方の払出先参加者から JGBCC への振替（JGBCC が受入先参加者・資金払込先のケース）、JGBCC から買方の受入先参加者への振替（JGBCC が払出先参加者・資金受入先のケース）のいずれにおいても、JGBCC が（受入先参加者または払出先参加者として）国債資金同時受渡依頼のデータを送信（同時に決済指示^(注)を行うことも可能）。
- ②～⑤および（注）は、売方の払出先参加者から JGBCC への振替にあつては別紙（2）を、JGBCC から買方の受入先参加者への振替にあつては別紙（1）を参照。
- ①および③のデータにかかる入力内容および取消ルールについては、別紙（6）参照。

【例 1：受入先参加者・資金払込先である JGBCC が国債資金同時受渡依頼と同時に決済指示を行うケース】

- JGBCC（＝受入先参加者・資金払込先）が国債資金同時受渡依頼（決済指示あり）のデータを送信。＜①＞
- 払出先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内（資金払込先が決済指示を行った旨の表示あり）を、JGBCC（＝受入先参加者）に国債資金同時受渡依頼受付通知を出力。＜②＞
- 払出先参加者が決済指示のデータを送信。＜③-1＞
- 払出先参加者に国債資金同時受渡決済指示受付通知を出力。＜④-1＞
- （払出先参加者および JGBCC（＝資金払込先）のいずれにも残高不足が生じていない場合）払出先参加者および JGBCC（＝受入先参加者）に国債資金同時受渡実行通知を、JGBCC（＝資金払込先）に国債資金同時受渡実行通知（資金）を、資金受入先に当座勘定入金通知（国債資金同時受渡）を出力。＜⑤＞

【例 2：受入先参加者・資金払込先である JGBCC が国債資金同時受渡依頼と同時に決済指示を行わず、かつ、払出先参加者が先に決済指示を行うケース】

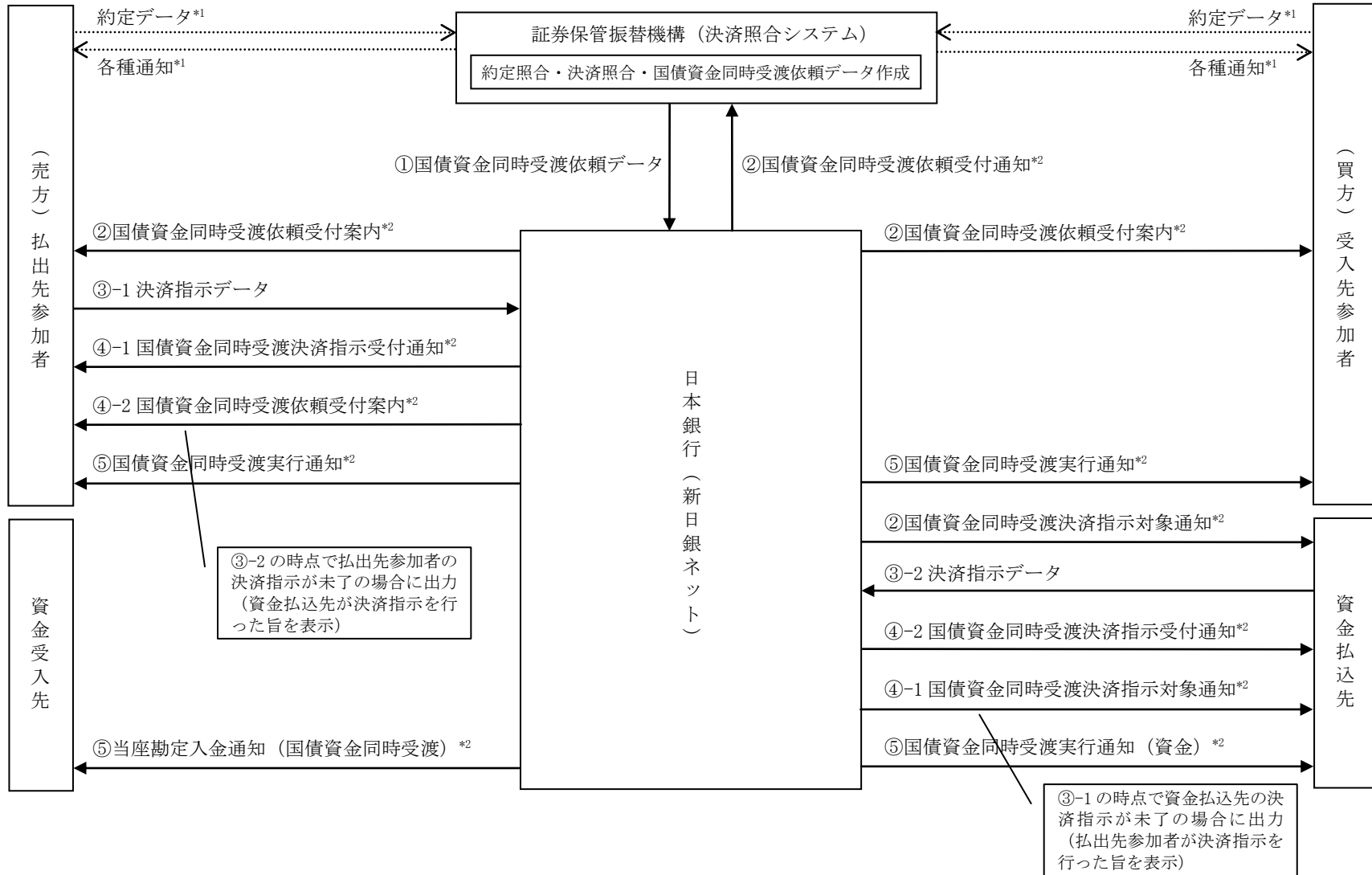
- JGBCC（＝受入先参加者）が国債資金同時受渡依頼（決済指示なし）のデータを送信。＜①＞
- 払出先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内（資金払込先が決済指示を行った旨の表示なし）を、JGBCC（＝受入先参加者）に国債資金同時受渡依頼受付通知を、JGBCC（＝資金払込先）に国債資金同時受渡決済指示対象通知（払出先参加者が決済指示を行った旨の表示なし）を出力。＜②＞
- 払出先参加者が決済指示のデータを送信。＜③-1＞
- 払出先参加者に国債資金同時受渡決済指示受付通知を、JGBCC（＝資金払込先）に国債資金同時受渡決済指示対象通知（払出先参加者が決済指示を行った旨の表示あり）を出力。＜④-1＞
- JGBCC（＝資金払込先）が決済指示のデータを送信。＜③-2＞
- JGBCC（＝資金払込先）に国債資金同時受渡決済指示受付通知を出力。＜④-2＞
- （払出先参加者および JGBCC（＝資金払込先）のいずれにも残高不足が生じていない場合）払出先参加者および JGBCC（＝受入先参加者）に国債資金同時受渡実行通知を、JGBCC（＝資金払込先）に国債資金同時受渡実行通知（資金）を、資金受入先に当座勘定入金通知（国債資金同時受渡）を出力。＜⑤＞

【例 3：払出先参加者である JGBCC が国債資金同時受渡依頼と同時に決済指示を行うケース】

- JGBCC（＝払出先参加者）が国債資金同時受渡依頼（決済指示あり）のデータを送信。＜①＞
- JGBCC（＝払出先参加者）に国債資金同時受渡依頼受付通知を、受入先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内を、資金払込先に国債資金同時受渡決済指示対象通知（払出先参加者が決済指示を行った旨の表示あり）を出力。＜②＞
- 資金払込先が決済指示のデータを送信。＜③-2＞
- 資金払込先に国債資金同時受渡決済指示受付通知を出力。＜④-2＞
- （JGBCC（＝払出先参加者）および資金払込先のいずれにも残高不足が生じていない場合）JGBCC（＝払出先参加者）および受入先参加者に国債資金同時受渡実行通知を、資金払込先に国債資金同時受渡実行通知（資金）を、JGBCC（＝資金受入先）に当座勘定入金通知（国債資金同時受渡）を出力。＜⑤＞

【決済照合システムを利用する取引のうち JGBCC を経由しないケース】

*1 国内取引（二者間センタ・マッチング方式）の例
*2 帳票名はいずれも仮称
なお、非居住者取引も対象外とはしない



- ① 証券保管振替機構が国債資金同時受渡依頼のデータを送信（同時に決済指示を行うことは不可）。
- ② 日本銀行は、①のデータの受信後遅滞なく、証券保管振替機構、払出先参加者および受入先参加者に当該データを受付けた旨を通知するとともに、資金払込先に資金決済情報を通知。
- ③-1 払出先参加者が決済指示^(注)のデータを送信（③-2、④-2より後でもよい）。
- ④-1 日本銀行は、③-1のデータの受信後遅滞なく、払出先参加者に当該データを受付けた旨を通知（資金払込先の決済指示が未了の場合には、資金払込先にも通知）。
- ③-2 資金払込先が決済指示^(注)のデータを送信（③-1、④-1より前でもよい）。
- ④-2 日本銀行は、③-2のデータの受信後遅滞なく、資金払込先に当該データを受付けた旨を通知（払出先参加者の決済指示が未了の場合には、払出先参加者にも通知）。
- ⑤は、別紙（1）または（2）を参照。

（注）同時担保受払機能の利用の有無の指定は、払出先参加者にあつては③-1、資金払込先にあつては③-2において行う。

—— ①および③のデータにかかる入力内容および取消ルールについては、別紙（6）参照。

【例1：払出先参加者が先に決済指示を行うケース】

証券保管振替機構が国債資金同時受渡依頼（決済指示なし）のデータを送信。＜①＞

→証券保管振替機構に国債資金同時受渡依頼受付通知を、払出先参加者および受入先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内（資金払込先が決済指示を行った旨の表示なし）を、資金払込先に国債資金同時受渡決済指示対象通知（払出先参加者が決済指示を行った旨の表示なし）を出力。＜②＞

→払出先参加者が決済指示のデータを送信。＜③-1＞

→払出先参加者に国債資金同時受渡決済指示受付通知を、資金払込先に国債資金同時受渡決済指示対象通知（払出先参加者が決済指示を行った旨の表示あり）を出力。＜④-1＞

→資金払込先が決済指示のデータを送信。＜③-2＞

→資金払込先に国債資金同時受渡決済指示受付通知を出力。＜④-2＞

→（払出先参加者および資金払込先のいずれにも残高不足が生じていない場合）払出先参加者および受入先参加者に国債資金同時受渡実行通知を、資金払込先に国債資金同時受渡実行通知（資金）を、資金受入先に当座勘定入金通知（国債資金同時受渡）を出力。＜⑤＞

【例2：資金払込先が先に決済指示を行うケース】

証券保管振替機構が国債資金同時受渡依頼（決済指示なし）のデータを送信。＜①＞

→証券保管振替機構に国債資金同時受渡依頼受付通知を、払出先参加者および受入先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内（資金払込先が決済指示を行った旨の表示なし）を、資金払込先に国債資金同時受渡決済指示対象通知（払出先参加者が決済指示を行った旨の表示なし）を出力。＜②＞

→資金払込先が決済指示のデータを送信。＜③-2＞

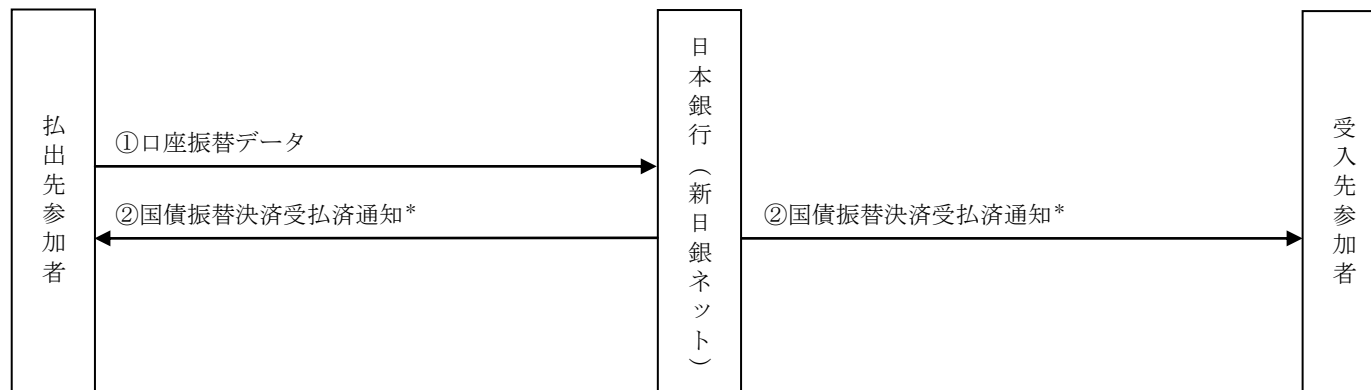
→資金払込先に国債資金同時受渡決済指示受付通知を、払出先参加者に国債資金同時受渡依頼受付案内（資金払込先が決済指示を行った旨の表示あり）を出力。＜④-2＞

→払出先参加者が決済指示のデータを送信。＜③-1＞

→払出先参加者に国債資金同時受渡決済指示受付通知を出力。＜④-1＞

→（払出先参加者および資金払込先のいずれにも残高不足が生じていない場合）払出先参加者および受入先参加者に国債資金同時受渡実行通知を、資金払込先に国債資金同時受渡実行通知（資金）を、資金受入先に当座勘定入金通知（国債資金同時受渡）を出力。＜⑤＞

【非 DVP 決済のケース】 *帳票名（現行の国債振替決済請求受付通知（記事付）および国債振替決済請求受付案内（記事付）の変更後の帳票名）はいずれも仮称



- ① 払出先参加者が口座振替のデータを送信。
- ② 日本銀行は、①のデータの受信後遅滞なく、国債の振替を実行し、払出先参加者および受入先参加者に振替を実行した旨（実行後の残高を含む。）を通知。ただし、その時点で、払出先参加者に残高不足が生じている場合には、当該データは受け付けず（エラーとなる）、振替を実行しない。

国債資金同時受渡依頼・決済指示データにかかる入力内容および取消ルール

【入力内容】

データ	入力内容
国債資金同時受渡依頼	受払日、(払出先)振決参加者*1、(払出先)参加者種別*1、(払出先)口座区分*1、(受入先)振決参加者*1、(受入先)参加者種別*1、(受入先)口座区分*1、銘柄*1、国債金額、資金受渡金額、資金受入先*1、資金払込先*1、記事*2、同時に決済指示を行う場合にはその旨*1および同時担保受払機能の利用の有無*1
決済指示	対象とする国債資金同時受渡依頼を特定する番号、同時担保受払機能の利用の有無*1

*1 対応するコードを入力。

*2 複数の入力項目に分割。

【取消ルール】

データ	取消ルール
国債資金同時受渡依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決済が実行されるまでの間、払出先参加者、受入先参加者のいずれも取消することが可能（自己が送信したデータのみでなく、相手先参加者（JGBCCを含む。）が送信したデータや、決済照合システムから送信されたデータを取消することも可能。払出先参加者または資金払込先の一方が既に決済指示を行っている場合にも取消することが可能。）*1。 ・ 受払日中に決済が実行されなかった国債資金同時受渡依頼のデータは、業務終了後に自動的に取消される*2。
決済指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決済が実行されるまでの間、そのデータを送信した者のみ取消することが可能（国債資金同時受渡依頼と同時に決済指示を行った場合にも、その決済指示のデータのみ取消することが可能）*3。 ・ ただし、払出先参加者および資金払込先双方の決済指示が揃った時点で残高不足が生じている払出先参加者または資金払込先の決済指示のデータは、自動的に取消される*4。また、払出先参加者または資金払込先の一方が既に決済指示を行っている国債資金同時受渡依頼のデータが取消された場合には、その決済指示のデータも自動的に取消される。

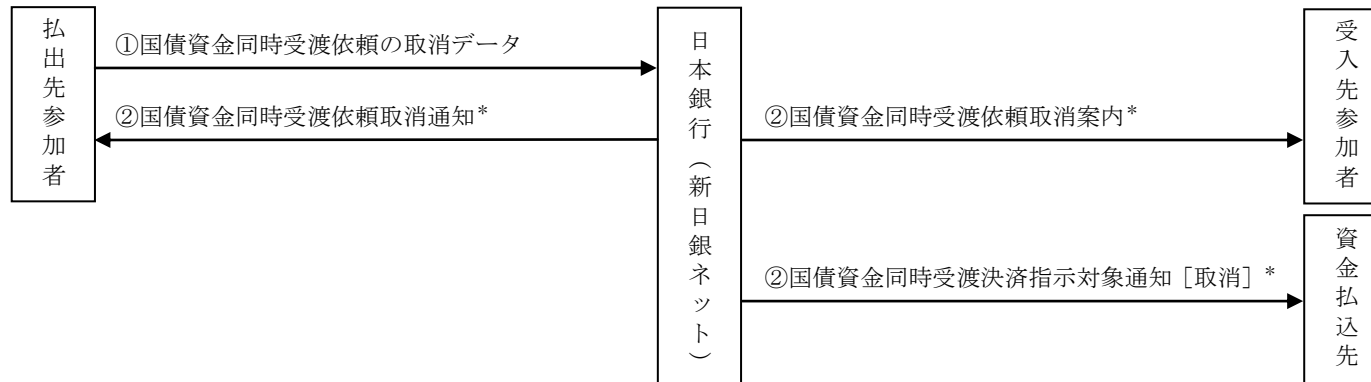
*1 払出先参加者、受入先参加者および資金払込先に対し、当該データが取消された旨を通知（別紙（7）参照）。この点に関して、自己が送信したデータのみ取消可能とする方が望ましいとのご意見も寄せられたが、決済照合システムから送信されたデータについては、国債の払出先参加者および受入先参加者による取消を可能とすることが適当であるほか、DVP決済においては、国債の払出先参加者または受入先参加者が、その国債資金同時受渡依頼の内容に誤りがあると判断している状態で決済を実行することは通常想定されないため、国債資金同時受渡依頼のデータの取消をそのデータの送信者に限定する意義は乏しい。

*2 払出先参加者、受入先参加者および資金払込先に対し、当該データが取消された旨を通知。

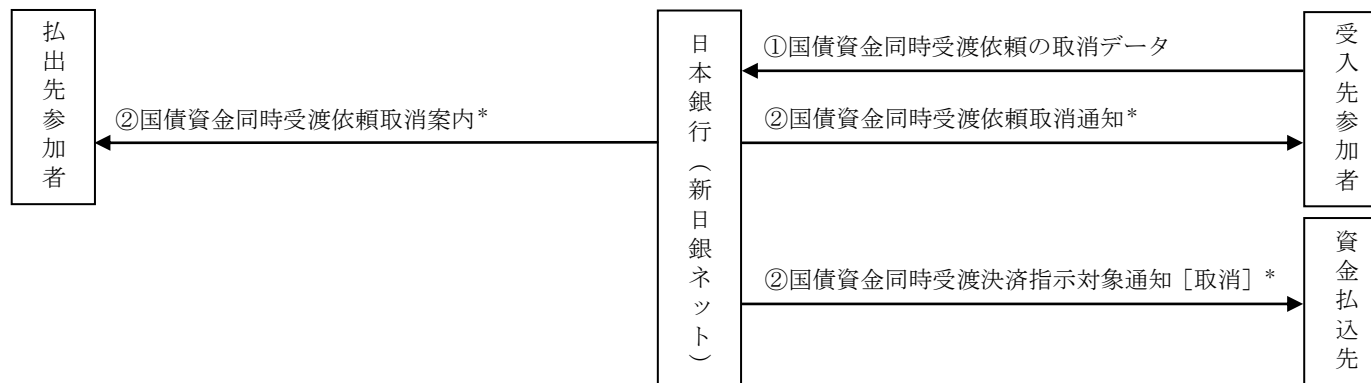
*3 払出先参加者および資金払込先に対し、当該データが取消された旨を通知（別紙（8）参照）。

*4 残高不足が生じている払出先参加者または資金払込先に対し、当該データが取消された旨を通知（先に決済指示を行った者に残高不足が生じ、その決済指示のデータが取消された場合には、後に決済指示を行った者にも通知）。

【払出先参加者が国債資金同時受渡依頼の取消のデータを送信するケース】 *帳票名はいずれも仮称

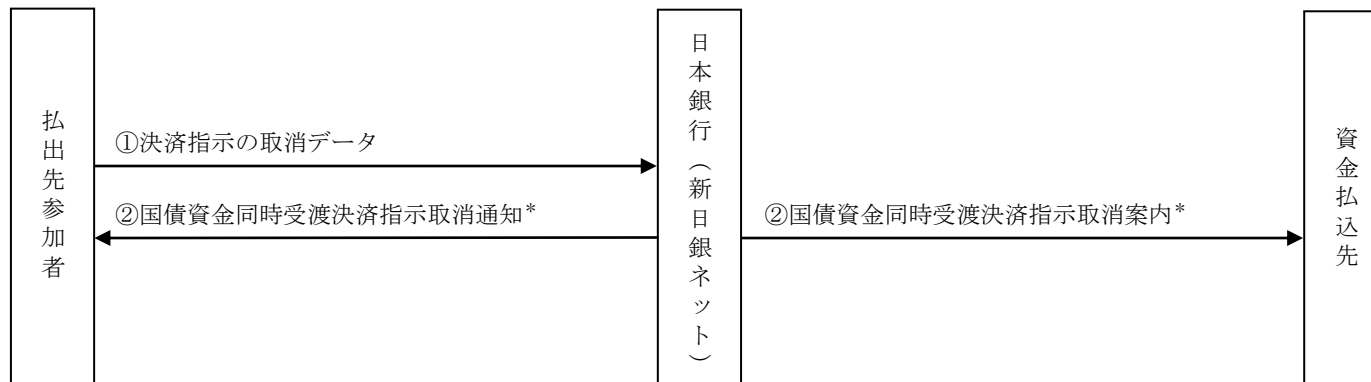


【受入先参加者が国債資金同時受渡依頼の取消のデータを送信するケース】 *帳票名はいずれも仮称

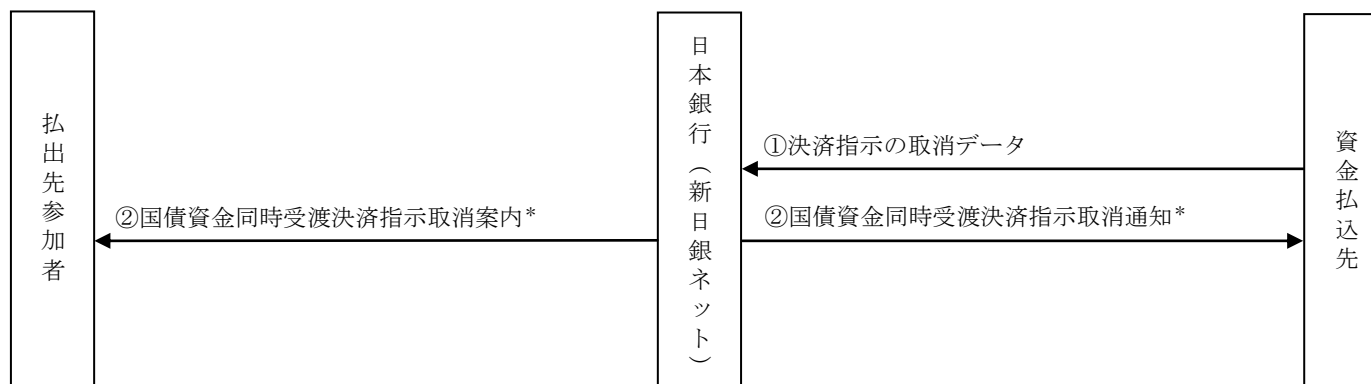


- ① 払出先参加者または受入先参加者が国債資金同時受渡依頼の取消のデータを送信。
- ② 日本銀行は、①のデータの受信後遅滞なく、対象の国債資金同時受渡依頼のデータを取消し、払出先参加者、受入先参加者および資金払込先に当該データが取消された旨を通知。

【払出先参加者が決済指示の取消のデータを送信するケース】 *帳票名はいずれも仮称



【資金払込先が決済指示の取消のデータを送信するケース】 *帳票名はいずれも仮称



- ① 払出先参加者または資金払込先が決済指示の取消のデータを送信。
- ② 日本銀行は、①のデータの受信後遅滞なく、対象の決済指示のデータを取消し、払出先参加者および資金払込先に当該データが取消された旨を通知。

振替停止期間の廃止にあたり新日銀ネットに追加的に設ける機能

1. 利子配分先変更依頼³の事前入力・照会機能

- ・利子配分先変更依頼について、元利払日の2営業日前から前営業日の元利払対象銘柄の振替入力締切時刻⁴までの間、事前入力を可能とする⁵。事前入力に基づく変更処理は、当該振替入力締切時刻後速やかに行う⁶。
- ・変更前または変更後の利子配分先が、事前入力の内容を照会可能とする。

2. 利子配分先変更の終了機能⁷

- ・利子額を早期に確定するために、利用先の任意のタイミングにより、利子配分先変更を終了して利子計算用残高を確定することを可能とする⁸。

3. 元利金額等データ（予定分・確定分）の照会機能⁹

- ・元利払日の2営業日前から前営業日の元利払対象銘柄の振替入力締切時刻までの間、次の元利金額等データ（予定分）を照会可能とする。
 - ①照会時点における「振決参加者の国債残高±利子配分先変更の事前入力分+日本銀行への差入担保分」に基づく利子額等のデータ
 - ②照会時点における「振決参加者の国債残高+日本銀行への差入担保分」に基づく償還額等のデータ
- ・2. の機能を利用して利子計算用残高を確定した振決参加者が、確定した利子計算用残高に基づく利子額等のデータ（確定分）を照会可能とする。
- ・元利払対象銘柄の振替入力締切時刻後、確定した国債残高に基づく償還額等のデータ（確定分）を照会可能とする。

³ 別紙4の別紙（5）参照。

⁴ 償還対象銘柄についても、利払対象銘柄の振替入力締切時刻をもって、振替入力終了とする。

⁵ 事前入力は、元利払日の前営業日における元利払対象銘柄の振替入力締切時刻までの間は、取消することも可能とする。

⁶ 事前入力に基づく変更処理の終了後、利子配分先変更の入力（即時処理分）を可能とする。この入力に基づく変更処理は、入力後速やかに行う。

⁷ 本機能を利用して利子配分先変更を終了した後、終了を取消し、再度、利子配分先変更の入力を行うことも可能とする。

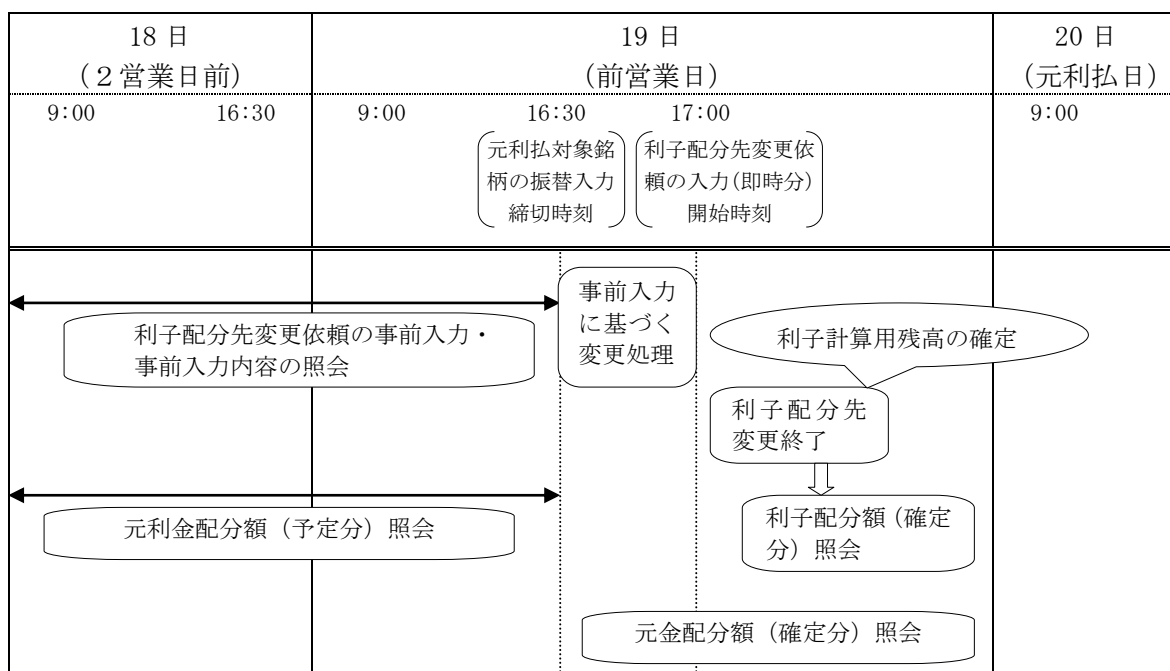
⁸ 利子配分先変更の終了入力を行った利用先については、当該利用先から他の利用先への利子配分先変更や、他の利用先から当該利用先への利子配分先変更を系統的に不可とする。

⁹ これらのデータは、コンピュータ接続やファイルダウンロードにより取得することも可能となる。なお、国債振替決済償還期日引落済分明細表および国債振替決済当期利払口引落済分明細表（元利払日当日の朝に送信している通知）は存続する（帳票名等は変更）。

4. 償還日前営業日における償還対象銘柄の日本銀行との担保受払の可能化

- ・償還日の前営業日における償還対象銘柄の日本銀行との担保受払（同時担保受払を含む）を可能とする。

【元利払事務にかかる上記機能（1.～3.）の利用イメージ】—— 時刻は仮置き



新日銀ネットの通信メッセージ（ISO20022 への対応、XML 電文の取扱い）について

1. 検討の視点

(1) STP 化の一層の進展

—— 各システムで処理される通信メッセージの共通化・標準化

(2) 業務フローの変更、ランニングコスト

—— 現行業務フローの変更に伴う実務への影響、将来にわたる通信メッセージ等の変更への対応負担

(3) システム対応

—— 非 XML 電文を継続利用する場合にも必要となるシステム対応

2. 具体的な対応

(1) ISO20022 への対応

新日銀ネットでは、以下のとおり、極力 ISO20022 に適合するように対応する。

- XML 電文のうち、ISO20022 メッセージの活用により STP 化の一層の進展に大きく寄与すると期待できるものについて、ISO20022 メッセージを用いる。具体的には、新日銀ネットの稼動開始時点では、①外国為替円決済、②海外預り金¹関係の当座勘定取引、③国債振替決済（DVP、非 DVP）における支払指図等や実行済通知の一部を想定（別紙参照）。
- その他の XML 電文についても、XML タグの名称は英語表記および英数字半角文字の使用を原則とするほか、可能な範囲で ISO20022 に定義された XML タグを活用する。

—— 具体的には、新日銀ネットの各業務分野に対応する、ISO20022 の Business Area（別表参照）における XML タグを活用する。

—— ISO20022 メッセージを用いる XML 電文におけるデータ項目の取扱いは、以下のとおりとする。

- ISO20022 メッセージにおいて日銀ネットのデータ項目に対応する message item が存在する場合には、当該 message item にかかる XML タグを活用する。

¹ 日本銀行が外国中央銀行等から受け入れている預り金。

- ・ ISO20022 メッセージにおいて日銀ネットのデータ項目に対応する message item が存在しない場合には、自由入力可能なタグ (Extension 等) を活用する²。ただし、海外預り金関係の当座勘定取引のうち、「当座勘定入金通知 (海外預り金)」(別紙の2.(2)参照)の当座勘定残高や担保余裕額等にかかるデータ項目は、以下のとおり、これらを切り離して別の電文により通知する。

当座勘定入金通知 (海外預り金)

取引実行日 _____					入金先にのみ必要な情報 →別の電文に切り離す。
当座勘定					
取引通番	入金先	入金額	当座勘定残高	担保余裕額	
摘要	51 外国雑				
REF	:	_____			送金情報 →顧客送金 (pacs.008) と 金融機関送金 (pacs.009) とで別の電文とする。
CHG	:	_____			
ORDER	:	_____			
ORDER INST	:	_____			
ORDER INST REF NO	:	_____			
ACWITH INST	:	_____			
BENE AC NO	:	_____			
CUST/INST	:	_____			
REF TO RELTD MSG	:	_____			
DETAIL	:	_____			
INF	:	_____			

- ・ ISO20022 メッセージにおいて設定必須とされている message item については、日銀ネットにおいてもデータ項目として設定する。
- ・ ISO20022 メッセージにおいて設定任意とされている message item については、新日銀ネットの稼動開始時には、日銀ネットにおけるデータ項目として設定する³。

(2) XML 電文の取扱い

XML 電文の導入に当たっては、新日銀ネットの稼動開始時点で一斉移行する (非 XML 電文との併用期間は設けない)⁴。

² 国債 DVP 同時担保受払機能に関するデータ項目や国債残高等はこの方法で対応する。

³ 新日銀ネットの稼動開始後、ISO20022 メッセージに設定任意とされている message item の追加がある場合に、これを日銀ネットにおいてもデータ項目として設定するかどうかは、利用ニーズに応じて判断する。

⁴ コンピュータ接続およびファイルアップロード・ダウンロード機能の電文フォーマットは、XML 形式のみとする。

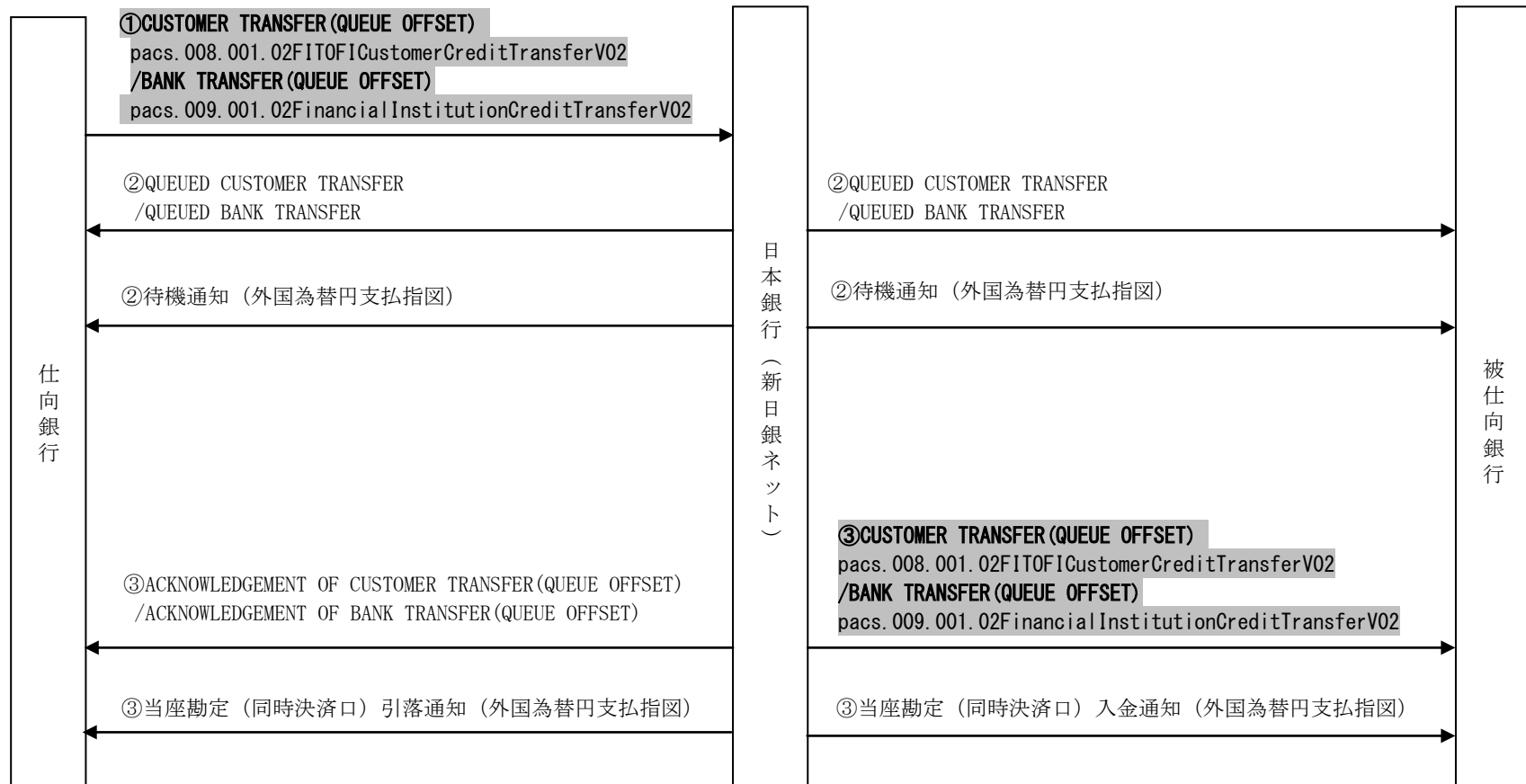
ISO20022 メッセージを用いる電文

—— シャドーを付している電文について ISO20022 メッセージを用いる。

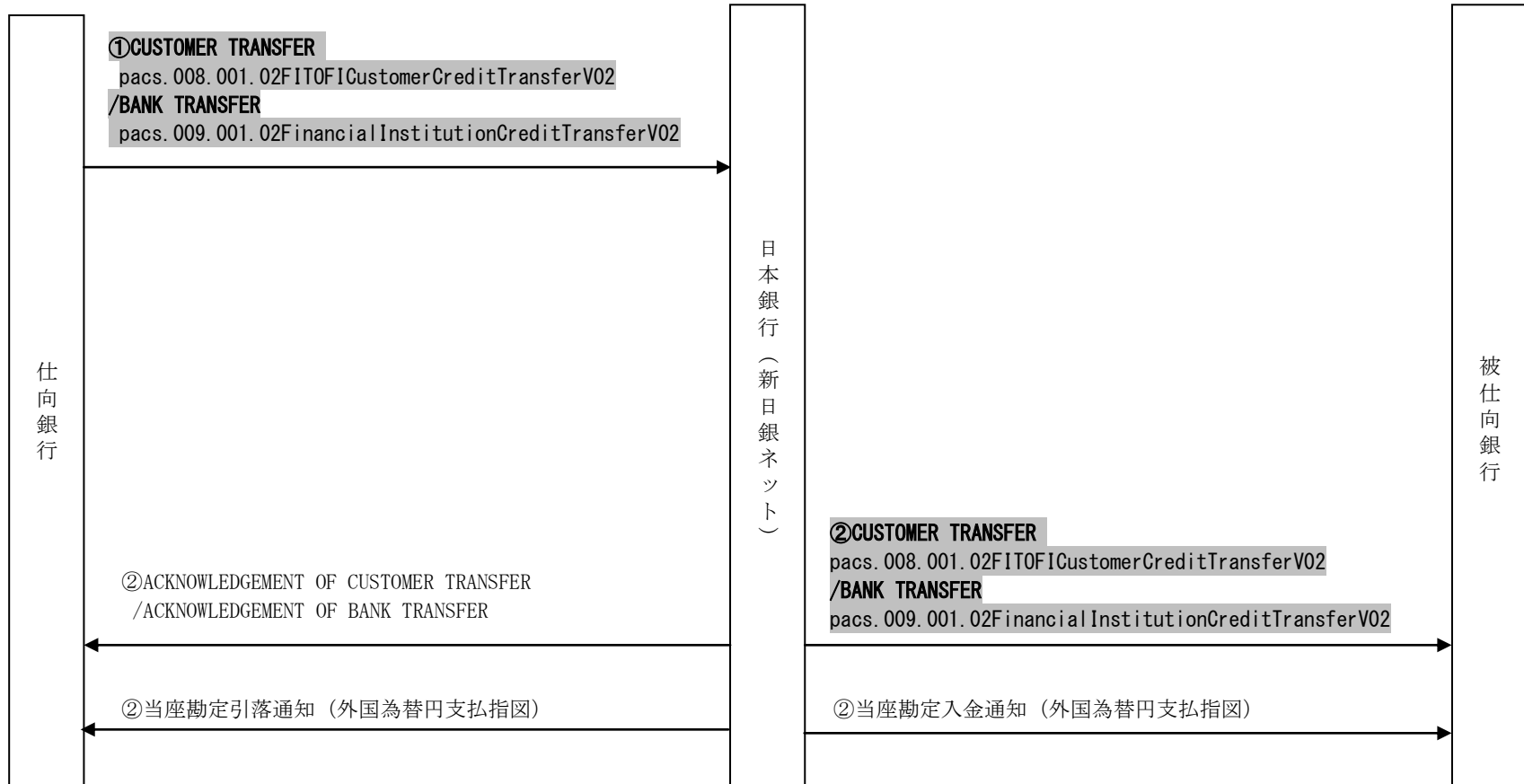
1. 外国為替円決済

(1) 当座勘定（同時決済口）を決済口座とする場合

* ②については、①の支払指図が待機取引となった場合のみ通知

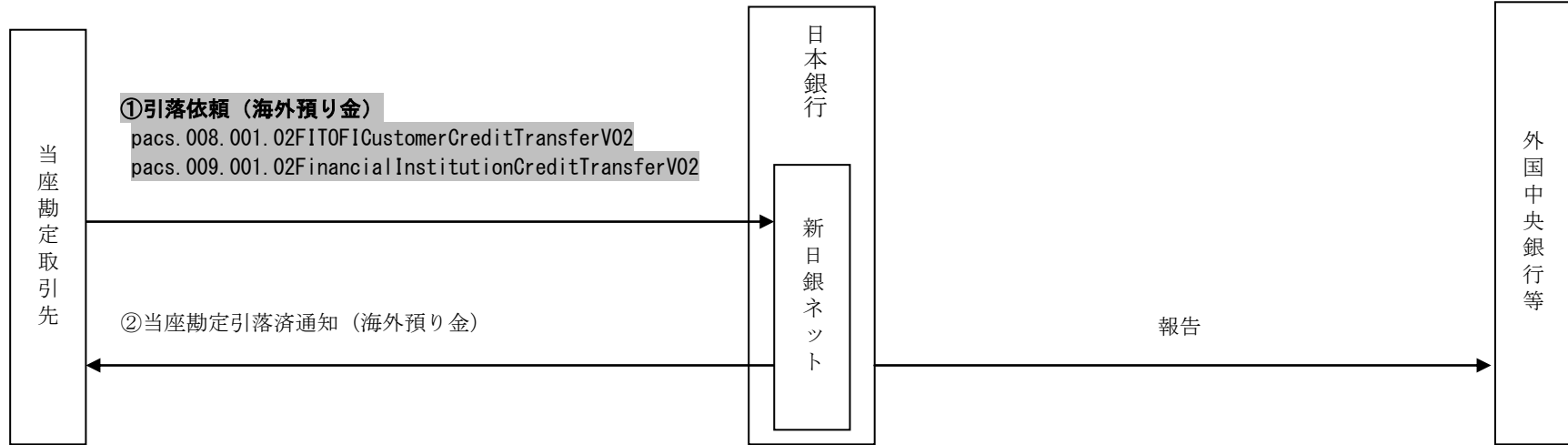


(2) 当座勘定を決済口座とする場合

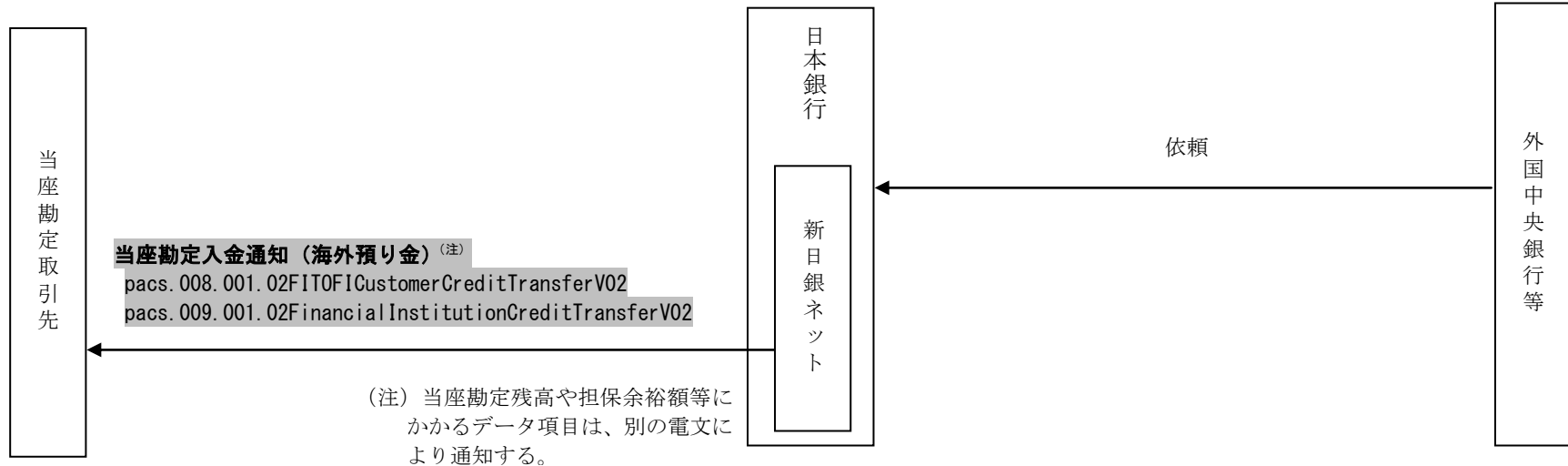


2. 海外預り金関係の当座勘定取引

(1) 海外預り金勘定に関する引落入金

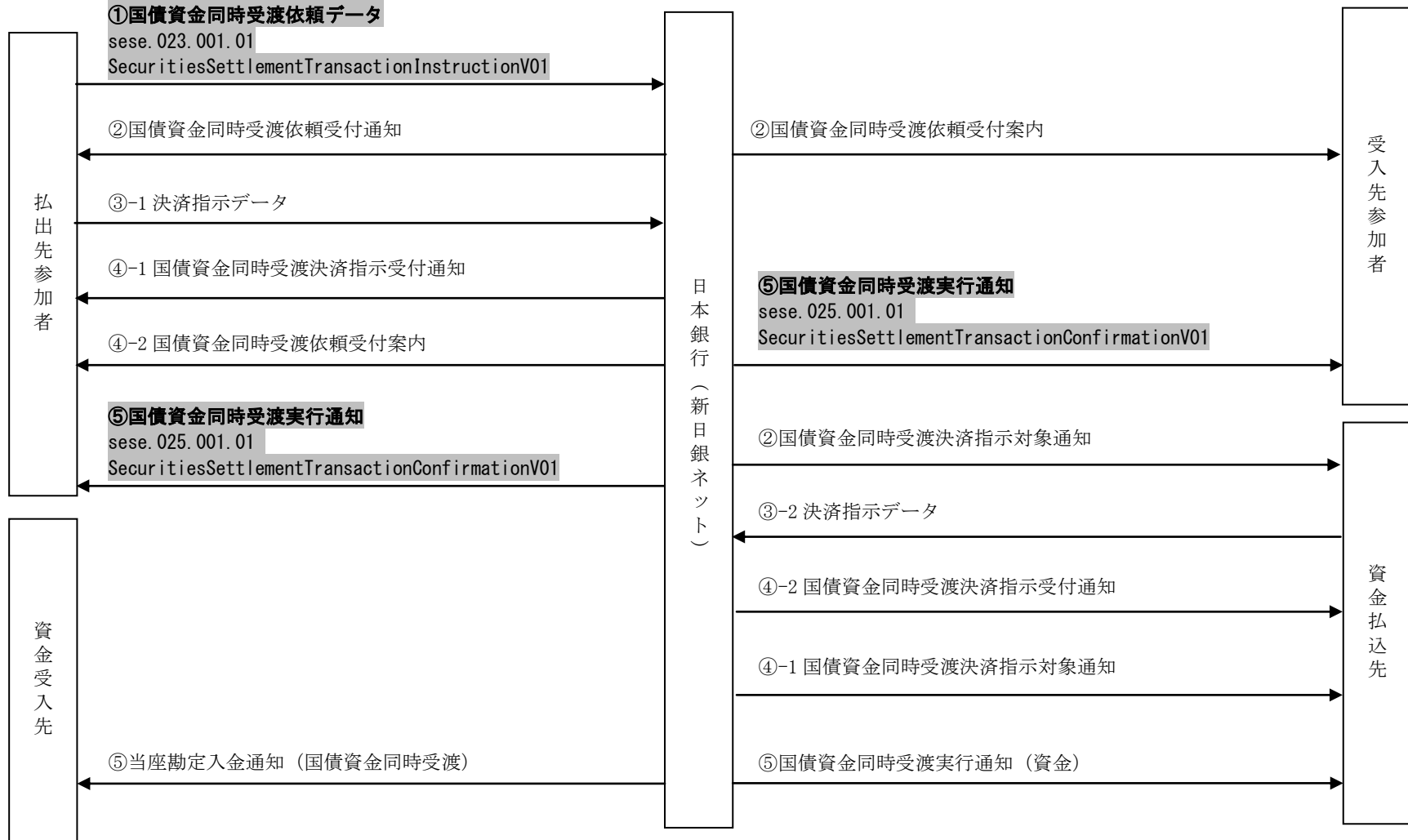


(2) 日本銀行が外国中央銀行等からの依頼に基づいて行う当座勘定に対する入金

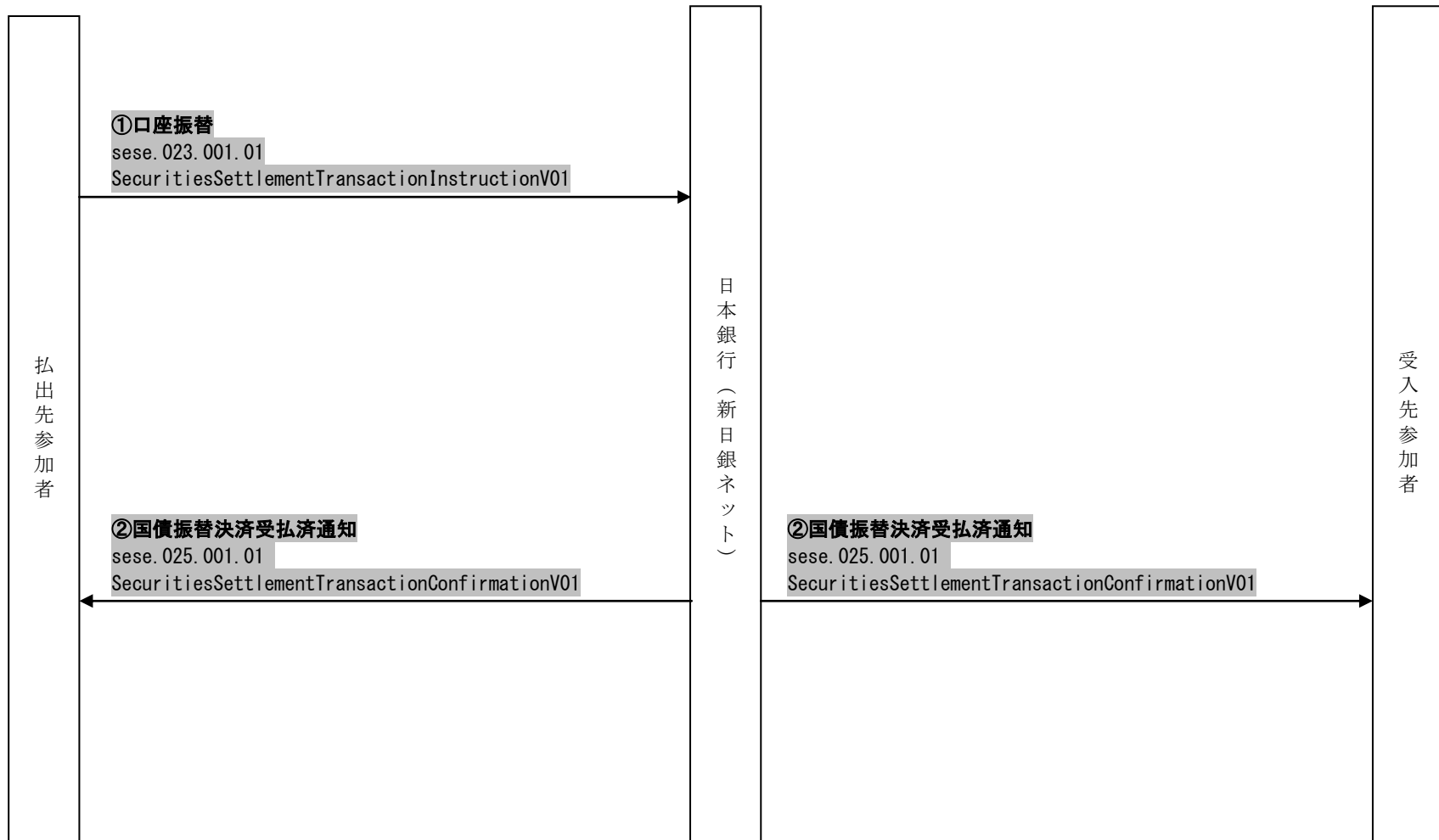


3. 国債振替決済（DVP）

—— 払出先参加者が国債資金同時受渡依頼のデータを入力するケースの例。



4. 国債振替決済（非 DVP）



新日銀ネットの対象業務と ISO20022 の Business Area の対応関係

新日銀ネットの対象業務	ISO20022 の Business Area
当座勘定	
当座勘定取引	PAYMENTS & CASH MANAGEMENT
準備預金関係事務	—
当座勘定（同時決済口）取引	PAYMENTS & CASH MANAGEMENT
外国為替円決済	PAYMENTS & CASH MANAGEMENT
国債売買	SECURITIES-Securities Trade
振替社債等資金同時受渡	PAYMENTS & CASH MANAGEMENT
金融調節等入札連絡	—
金利スワップ担保国債管理	—
与信	BANK LOAN/DEPOSIT
担保受払等	—
国債入札	SECURITIES-Securities Issuance
国債発行払込	SECURITIES-Securities Issuance PAYMENTS & CASH MANAGEMENT
国債振替決済	SECURITIES
国債 DVP	SECURITIES-Securities Settlement -Securities Management PAYMENTS & CASH MANAGEMENT

新日銀ネットの通信ネットワーク（SWIFTNet の採否）について

1. 検討の視点

- (1) 新日銀ネットの通信ネットワークとして SWIFTNet を追加することによるメリット
 - アクセス利便性の向上（インフラの集約によるコストの削減、STP 化の一層の進展）
- (2) わが国の大口資金決済・国債決済の円滑の確保
 - 通信ネットワーク部分も含めた決済システム全体の安定稼働の確保
 - システム障害発生時などの異例時における対応の迅速性
- (3) 費用対効果等
 - 「現時点で具体的な利用ニーズがある」とするご意見は殆どなし
 - 日本銀行として、将来サービス内容の変更または追加の必要が生じた場合に、自由度・迅速性が確保され得るか

2. 具体的な対応

新日銀ネットの稼働開始時点では、SWIFTNet を新日銀ネットの通信ネットワークとして採用しない。

新日銀ネットの稼働時間（システム運行）について

1. 検討の視点（多様なニーズへの柔軟な対応）

- (1) 早朝や夕刻・夜間における決済ニーズ
 - 考え得る通常時・緊急時のニーズ、中長期的な展望（別紙（1）参照）
 - 各国中央銀行システムの稼働時間（別紙（2）参照）
- (2) 現行と同様の時刻に決済事務を終了し、残高も確定したいとするニーズ（別紙（1）参照）
- (3) 取引慣行等の外部環境の変化にも対応可能な柔軟なシステム運行の枠組み
 - 具体的な決済時間帯等は、新日銀ネットの稼働開始時点における取引慣行等の外部環境にも依存

2. 具体的な対応

- 新日銀ネットのシステム運行は以下のとおりとする。
 - (1) システム上は、毎営業日、長時間稼働を実現する。
 - 日付切替等のため、一定のシステム停止時間を設ける。なお、日付の切替タイミングについては、暦上の日付の変更とは異なるタイミングとすることも排除しない。
 - システム停止時間を除き、一定の時刻（例：当座勘定取引：19時、国債決済：16時30分）に全利用先一斉に入力を締切る現行の取扱いは廃止する。
 - (2) 運用上は、全利用先が参加する「コアタイム」を設ける。
 - コアタイム中は、全利用先において新日銀ネットを通じた当日取引を可能とする事務処理態勢を確保する必要。コアタイムの具体的な時間帯については、新日銀ネットの稼働開始時点における市場慣行等を踏まえて、今後検討する。
 - コアタイムは、当座勘定取引、外国為替円決済および国債決済の区分毎に設ける。
 - 当座勘定取引における現行の延長対象先・非延長対象先の区分は廃止する。
 - (3) コアタイム終了後は、各利用先に次の取扱いを認める。
 - ①新日銀ネットの利用終了・再開
 - ②当日の残高確定（「当日処理終了」（仮称））
 - 「当日処理終了」後は、当該利用先の残高に異動が生じ得る当日取引（当該利用先からの振替や、当該利用先への振替等）は、システム的に不可とする（別紙（3））。これにより、新日銀ネットの稼働時間を拡大しても、早い時刻に決済を終了し、残高を確定させたい利用先は、当該時刻に「当日処理終了」の入力を行うことで、残高を確定させることが可能となる（別紙（4））。なお、「当日処理終了」後も、先日付取引やデータ照会は引続き可能。

—— 利用先は、コアタイム終了後から新日銀ネットの稼動終了時刻までに、「当日処理終了」の入力を行う必要。その際、「当日処理終了」の入力は、当座勘定取引、外国為替円決済および国債決済の区分毎に行う。

—— 新日銀ネットの非利用先（非オンライン先）に関する「当日処理終了」は、コアタイム終了時に一斉に行う。

③「当日処理終了」の取消（決済の再開）

④コンピュータ接続の利用終了・再開

—— 「CPU 接続終了リクエスト」電文（仮称）をセンターに送信し、センターから当日の送受信件数等の通知を受け、コンピュータ接続を終了。

(4) コアタイム開始前は、新日銀ネットの利用は各利用先の任意とする。

—— 新日銀ネットの利用を開始していない先への振替も可能。

	新日銀ネットの稼動時間		
	コアタイム開始前	コアタイム	コアタイム終了後
新日銀ネットの利用	任意で利用	全先利用	任意で利用
コンピュータ接続の利用	任意で利用	全先利用	任意で利用
当日取引	可能		一部制限
当日処理終了	認めない		認める
先日付取引 ¹	可能		
データ照会	可能		

(5) 国債の決済可能時間帯は、次のとおりとする。

①通常日

全ての国債について、新日銀ネットの稼動時間中、決済可能。

②元利払日の前営業日²

・元利払対象国債

新日銀ネットの稼動開始時刻から元利払対象銘柄の振替入力締切時刻³まで、決済可能。

・元利払対象国債以外の国債

新日銀ネットの稼動時間中、決済可能。

¹ 先日付取引の決済は、決済日当日の取消時間帯を確保しつつ、決済の集中による新日銀ネットのシステムの処理能力への影響等も踏まえ、コアタイム開始時の一定時間前（例えば1時間前。具体的な時刻は今後検討する。）から可能とする。

² 利付国債については、利子配分先変更日に相当（利子配分先変更スキームは別紙（5）参照）。

³ 同時刻後速やかに、利子配分先変更処理を開始する。具体的な時刻は、新日銀ネットの稼動開始時点における市場慣行等を踏まえて、今後検討する。

早朝や夕刻・夜間における決済ニーズと留意点

1. 当面考え得る決済ニーズ

（1）通常時

①内為取引、短期金融市場

- ・朝方のコール取引、内為取引
- ・夕刻の有担コール取引、T+0レポ取引

②国債決済・外為円決済の時間帯の拡大

（2）緊急時

①国内におけるシステム障害、災害

②国際的な危機への対応

2. 中長期的な展望

（1）非居住者による円関連証券取引の決済の一層の円滑化

（2）海外決済インフラとの連携

（3）当日の外為決済

—— 例えば、ロンドンで朝約定する円取引の即日決済への対応や、CLS 決済での活用。

（4）夜間・早朝処理を活用した決済の平準化・効率化

（5）グローバルに活動する金融機関に対するより柔軟な資金流動性の供給

3. 留意点

（1）各業態・金融機関によるニーズの違い

（2）決済時間帯の拡大に伴うシステム対応負担、労務負担

（3）他の決済インフラの運行スケジュールへの影響

各国の中央銀行システムの稼働時間

国・地域	システム	稼働時間帯 ⁴	稼働時間 ²			
日本	日銀ネット（当預系）	当日 9:00～19:00	10 時間			
	日銀ネット（国債系）	当日 9:00～16:30	7 時間 30 分			
米国	Fedwire（資金）	前日 21:00～当日 18:30	21 時間 30 分			
	Fedwire（証券）	当日 8:30～15:30	7 時間			
欧州	TARGET2	夜間セッション ⁵ <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>前日 19:30～22:00</td> </tr> <tr> <td>当日 1:00～6:45</td> </tr> </table> 昼間セッション 当日 7:00～18:00	{	前日 19:30～22:00	当日 1:00～6:45	19 時間 15 分
	{	前日 19:30～22:00				
当日 1:00～6:45						
	TARGET2-Securities ⁶	前日 19:30～当日 3:00 当日 5:15～18:00	20 時間 15 分			
スイス	SIC	前日 17:00～当日 16:15	23 時間 15 分			
英国	CHAPS	当日 6:00～16:20	10 時間 20 分			
ニュージーランド	ESAS	当日 9:00～翌日 8:30	23 時間 30 分			

⁴ 参加者間の振替が行われ得る時間を記載。

⁵ TARGET2 の夜間セッションにおいては、証券決済システム、ペイメント・システムのバッチ処理決済のみが行われる。

⁶ 2014 年 9 月に稼働開始予定。稼働時間帯は 2010 年 2 月時点の計画。

「当日処理終了」の入力によりシステムの不可とする当日取引

- 「当日処理終了」の入力を行った利用先の残高に異動が生じ得る当日取引（区分毎にそれぞれ下表のとおり。）については、当該利用先による入力および他の利用先による入力のいずれもエラーとするほか、待機中の取引についても決済を実行しない扱いとする。

「当日処理終了」の区分	システムの不可とする当日取引
①当座勘定取引*	当該利用先（当座勘定取引先）の当座勘定残高または当座勘定（同時決済口）残高に異動が生じ得る当日取引（外国為替円決済制度における支払指図伝送依頼を除く。） 例：振替依頼（【例1】、【例2】参照）、逆引通知、自己勘定間振替、国債資金同時受渡依頼（【例5】参照）、決済指示（【例5】参照）等
②外国為替円決済*	外国為替円決済制度における支払指図伝送依頼（【例3】、【例4】参照）
③国債振替決済*	当該利用先（振替参加者）の振替国債の残高（参加者口座の口座区分別残高）に異動が生じ得る当日取引 例：口座振替、元利分離、元利統合、国債資金同時受渡依頼（【例5】参照）、決済指示（【例5】参照）、担保差入（振替国債）等

* 「当日処理終了」の入力は、①は当座勘定取引先である利用先が行い、②は外為円決済母店が行い、③は国債振替決済関係事務についての利用先（当該利用先を複数有する振替参加者にあっては、そのうちのいずれかの先）が行う。

【例1】 当座勘定または当座勘定（同時決済口）の振替依頼⁷の入力

⇒ 振替依頼人または振替金受取人が①の「当日処理終了」を入力済である場合には、エラーとなる。

【例2】 待機中の当座勘定（同時決済口）の振替依頼

⇒ 条件付起動処理時または多者間同時決済処理時において、振替依頼人または振替金受取人が①の「当日処理終了」を入力済である場合には、決済が実行されない。

【例3】 当座勘定または当座勘定（同時決済口）の支払指図伝送依頼⁸の入力

⇒ 仕向銀行または被仕向銀行が②の「当日処理終了」を入力済である場合には、エラーとなる。

【例4】 待機中の当座勘定（同時決済口）の支払指図伝送依頼

⇒ 条件付起動処理時または多者間同時決済処理時において、仕向銀行または被仕向銀行が②の「当日処理終了」を入力済である場合には、決済が実行されない。

【例5】 国債資金同時受渡依頼⁹または決済指示の入力

⇒ 以下のいずれかに該当する場合には、エラーとなる。

- ・ 払出先参加者または受入先参加者が③の「当日処理終了」を入力済である場合
- ・ 資金受入先または資金払込先が①の「当日処理終了」を入力済である場合

⁷ 取引実行日が送信日当日であるものに限る。

⁸ 取引実行日が送信日当日であるものに限る。

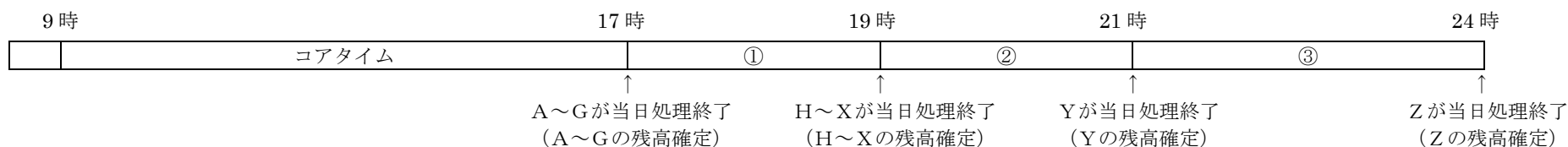
⁹ 受払日が送信日当日であるものに限る。

「当日処理終了」の入力による残高確定イメージ

【設例】

<前提> —— コアタイムおよび日銀ネットの稼動終了時刻はあくまで仮置き

- 利用先：A～Z
- コアタイム：9時～17時
- 新日銀ネットの稼動終了時刻（＝「当日処理終了」の入力締切時刻）：24時
- 以下のグループ毎に、予めそれぞれの時刻まで相互間で振替を行う旨を合意
 - ・H～Z間 19時まで
 - ・Y・Z間 21時まで
- Zは24時まで自社口座内振替を行うニーズが存在



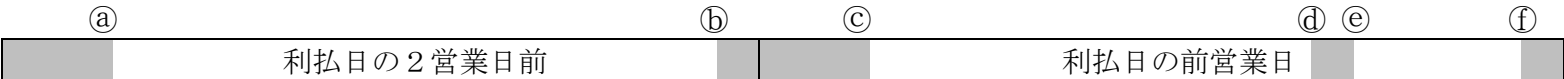
9時～17時の間、A～Zへの振替はいずれも可能	17時以降、A～Gへの振替は系統的に不可
	19時以降、H～Xへの振替は系統的に不可
	21時以降、Yへの振替は系統的に不可

→上記設例の場合、当日分の振替については、17時以降、それぞれ以下の振替のみ行うことが可能。

- ①（17時～19時） H～Z間の振替、H～Z各社の自社口座内振替 （→A～Gの残高には影響しない）
- ②（19時～21時） Y・Z間の振替、Y・Z各社の自社口座内振替 （→A～Xの残高には影響しない）
- ③（21時～24時） Zの自社口座内振替 （→A～Yの残高には影響しない）

→「当日処理終了」の入力締切時刻が24時であっても、17時に残高を確定させたい利用先は17時に、19時に残高を確定させたい利用先は19時に、21時に残高を確定させたい利用先は21時に「当日処理終了」の入力を行うことにより、それぞれの時刻に残高を確定させることが可能（新日銀ネットの利用を終えることも可能）となる。

振込国債の利子配分先変更スキーム

1. 概要	振込参加者は、日本銀行に対し、自己の参加者口座（基本口座）に記録された国債の利子の全部または一部を、他の振込参加者に配分するよう、利子配分先の変更を依頼すること（以下「利子配分先変更依頼」）ができる（この後に、当該他の振込参加者が、当該利子の全部または一部を他の振込参加者に配分するよう、利子配分先変更依頼を行うことも可能）。 —— 以下では、変更前の利子配分先である振込参加者を「変更前参加者」といい、変更後の利子配分先である振込参加者を「変更後参加者」という。
2. 利子配分先変更依頼の入力者	変更前参加者 —— 変更前参加者が非オンライン振込参加者である場合には、変更前参加者から提出された依頼書に基づき、日本銀行が入力を行う。
3. 利子配分先変更依頼の入力内容	利子配分先変更依頼を行う利子にかかる以下の事項（①～③はコード） ① 変更前参加者の参加者口座（基本口座）の種別・口座区分 ② 変更後参加者およびその参加者口座（基本口座）の種別・口座区分 ③ 銘柄 ④ 当該利子に対応する額面金額
4. 配分利子額の計算	配分利子額は、各振込参加者・銘柄について、種別・口座区分ごとに利子計算用残高 ^{*1} に基づき計算する。
5. 利子配分先変更依頼の入力可能期間	以下の①～④、⑤～⑧および⑨～⑫の期間 ^{*2} ① 利払日の2営業日前の日の稼働開始時刻 ② 利払日の2営業日前の日の稼働終了時刻 ③ 利払日の前営業日の稼働開始時刻 ④ 利払日の前営業日の元利払対象銘柄の振替入力締切時刻 ⑤ 事前入力（①～②および③～④の期間中の入力。以下同じ。）が行われた利子配分先変更依頼に基づく変更処理の終了後 ⑥ 利払日の前営業日の稼働終了時刻  <p>—— 事前入力が行われた利子配分先変更依頼（①～②および③～④の期間中は取消可能）については、⑤～⑥の期間中に入力受付順に変更処理を実行し^{*3}、⑦～⑫の期間中に入力された利子配分先変更依頼（取消不可）については、入力受付後遅滞なく変更処理を実行する。ただし、実行時に利子計算用残高が不足している場合^{*4}には、実行しない^{*5}。 —— ⑦～⑫の期間中、振込参加者は「利子配分先変更終了」（仮称）の入力^{*6}を行うことが可能（当該期間中、取消することも可能）であり、変更前参加者または変更後参加者が「利子配分先変更終了」を入力済である場合には、その利子配分先変更依頼の入力はエラーとなる。</p>

- *1 利子計算用残高は、各振込参加者・銘柄について、種別・口座区分ごとに、以下の計算式により算出する。
「参加者口座（基本口座）の当該種別・口座区分の残高（日本銀行に担保として差入れている国債がある場合には、当該国債の残高を含む。）＋当該種別・口座区分を3.②の種別・口座区分として入力された利子配分先変更依頼※の3.④の額面金額合計－当該種別・口座区分を3.①の種別・口座区分として入力された利子配分先変更依頼※の3.④の額面金額合計」
※ 5.①の時刻後は、その時点において変更処理を実行済のものに限る。
- *2 これらの期間中、その時点における自己の参加者口座（基本口座）の種別・口座区分の利子計算用残高および同残高に基づき計算した配分利子額等や、利子配分先変更依頼（自己が変更前参加者または変更後参加者であるもの）の入力状況の照会も可能。
- *3 例えば、事前入力が行われた利子配分先変更依頼が以下のとおりである場合には、5.①～④の期間中に①→②→③→④の順に変更処理を実行する。
- ① 利払日の2営業日前の日の13時にAがBへの利子配分先変更依頼を入力。
 - ② 利払日の前営業日の10時にBがCへの利子配分先変更依頼を入力。
 - ③ 利払日の前営業日の11時にCがDへの利子配分先変更依頼を入力。
 - ④ 利払日の前営業日の14時にDがAへの利子配分先変更依頼を入力。
- *4 「実行時における3.③の銘柄にかかる3.①の種別・口座区分の利子計算用残高<3.④の額面金額」の場合（当該実行により当該種別・口座区分の利子計算用残高が負値となる場合）。
- *5 利子配分先変更依頼の事前入力を行う場合には、その入力時において、利子計算用残高がゼロまたは負値であっても、当該入力はエラーとならないが、5.①～④の期間中の変更処理の実行時において、その実行により利子計算用残高が負値となる場合は、当該利子配分先変更依頼は実行されずに取消される。
- 例えば、*3の例において、①～④の利子配分先変更依頼の3.①および②の種別・口座区分がいずれも種別名なしの種別の自己口I、3.③の銘柄がいずれも利付国庫債券（X年）第Y回、3.④の額面金額がいずれも20であり、5.①の時刻におけるA～Dの参加者口座（基本口座）の利付国庫債券（X年）第Y回にかかる種別名なしの種別の自己口Iの残高（日本銀行に担保として差入れている利付国庫債券（X年）第Y回がある場合には、その残高を含む。）がそれぞれ5、10、20、5であるときは、①および②の利子配分先変更依頼は取消され、③および④の利子配分先変更依頼に限り変更処理を実行する。
- 一方、5.⑤～④の期間中に利子配分先変更依頼の入力を行う場合において、当該入力（変更処理の実行）により利子計算用残高が負値となる場合は、当該入力はエラーとなる。
- *6 各振込参加者が、5.⑤～④の期間中の任意のタイミングで、利子配分先の変更を終了し、当該振込参加者の利子計算用残高を確定するための入力。